

第二種免許等の受験資格の見直し

令和4年5月13日施行

第二種免許および大型免許、中型免許の受験資格が緩和されます。

- 1 「特別な教習」を修了した者については、第二種免許、大型免許、中型免許の受験資格が「19歳以上、普通免許等1年以上」に緩和されます。
- 2 21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、違反点数が一定の基準に達した場合は、講習の受講が義務づけられます。受講しなかったり、受講後に再び基準に達した場合は、特例を受けて取得した免許が取り消されることになります。

【改正の概要】

